

広報委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）に関する情報を会員に知らせ、ペタンク・ブール競技の普及促進を図るため広報委員会（以下「委員会」という。）を設置し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所管する。

- (1) 機関誌ペタンクだよりの発行に関すること。
- (2) インターネット（ホームページ）等による広報に関すること。
- (3) 各ブロック連絡協議会の情報収集に関すること。
- (4) その他本法人の広報活動に関すること。

(構 成)

第3条 委員会の委員の定数は、14人とする。委員は、本法人総務部会担当理事2人、事務局職員1人、各ブロック連絡協議会推薦の9人及び会長推薦の2人で構成する。

- 2 委員は理事会の議決を経て、会長又は代表理事副会長がこれを委嘱する。
- 3 委員長、副委員長は担当理事の中から互選する。
- 4 ブロック連絡協議会推薦の委員は、ブロック内における特色のあるペタンク活動の情報の収集及び提供、広報全般に関する提言を行うものとする。
- 5 特に必要がある場合は、ブロック内の各都道府県連盟に通信員を配置することができる。
- 6 広報編集会議は、正副委員長、事務局職員及び関東ブロック連絡協議会推薦の委員によって行うものとする。

(任 期)

第4条 委員の任期は、2年とするただし再任を妨げない・

- 2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議事録)

第5条 委員長は、委員会を開催した場合は、そのときの議事録を作成し保管するとともに、必要に応じその結果を理事会に報告しなければならない。

(補 則)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長又は代表理事副会長が別に定める。

附 則 この規程は、平成25年6月9日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成25年10月11日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成26年3月15日から施行する。

附 則 この規程の改正は、平成31年3月2日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和4年(2022年)6月5日から施行する。